

○島根県自然環境保全審議会規則

昭和48年 7 月27日

島根県規則第64号

(趣旨)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定により設置された島根県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、自然環境保全法及び島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員又は臨時委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員又は臨時委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、会議録を調整し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(部会)

第5条 審議会に自然保護部会、自然公園部会、鳥獣保護管理部会及び温泉部会を置く。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指命する。

3 部会の委員は、2以上の部会の委員を兼ねることができる。

4 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

5 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

6 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(諮問の付議)

第6条 会長は、知事の諮問を受けたときは、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

(小委員会)

第7条 部会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名によってこれを定める。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

4 書記は、幹事の命を受け、事務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、審議会にあっては会長が、部会にあっては当該部会長がそれぞれ定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 島根県自然公園審議会規則（昭和36年島根県規則第21号）は、廃止する。

3 島根県鳥獣審議会規程（昭和38年島根県告示第1282号）は、廃止する。

附 則（平成4年規則第37号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第19号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第6号）

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

別表（第5条関係）

自然環境保全審議会部会所掌事務

部会名	所掌事務
自然保護部会	1 自然環境保全基本方針の作成に関する事。 2 自然環境保全地域の指定に関する事。 3 自然環境保全地域の保全計画の決定に関する事。 4 希少野生動植物の保護のための基本方針の作成に関する事。 5 指定希少野生動植物の指定に関する事。 6 指定希少野生動植物の生息地等保護区及び管理地区の指定に関する事。 7 指定希少野生動植物の保護管理計画の作成に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会に属しない事項に関する事。
自然公園部会	1 県立自然公園の指定に関する事。 2 県立自然公園計画及び公園事業の決定に関する事。 3 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により知事の権限に属させられた事項に関する事。 4 前3号に掲げるもののほか、自然公園に関する重要事項に関する事。
鳥獣保護管理部会	1 鳥獣保護管理事業計画の樹立に関する事。 2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事。 3 鳥獣保護区の設定及び特別保護区の指定に関する事。 4 前3号に掲げるもののほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する重要事項に関する事。
温泉部会	1 温泉の掘削、増掘又は動力の装置の許可、不許可、許可の取消し又は措置命令に関する事。 2 温泉採取の制限命令に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、温泉に関する重要事項に関する事。